

構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会（第5回）議事要旨

1. 日 時：平成18年1月30日（月）14：00～16：15

2. 場 所：国土交通省3号館10階共用会議室（東京都千代田区）

3. 出席者

委員

座長	巽 和夫	京都大学名誉教授
座長代理	小谷 俊介	千葉大学教授
	穠山 精吾	NPO法人全国マンション管理組合連合会会長
	井出 隆雄	ジャーナリスト
	大河内 美保	主婦連合会副会長
	鳶 信彦	ジャーナリスト
	白石 真澄	東洋大学助教授
	野城 智也	東京大学教授
	山田 勝利	前第二東京弁護士会会長、前日弁連副会長
	和田 章	東京工業大学教授

事務局

渡邊政策統括官、青木総括監察官、鈴木政策評価官他

その他

住宅局 伊藤住宅局総務課長、小川建築指導課長

4. 議 題

（1）構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会中間報告（案）について

5. 議事概要（速報版のため、後日修正の可能性あり）

議事に関連しての委員からの主な発言概要

（ は委員の発言、 は座長からの発言）

（1）構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会中間報告（案）について

3頁の2つの の間に、もう一つ「 実態が軽んぜられ、数値ばかりが先行するコンピューター依存社会のもつ弊害」という項目を加えて頂きたい。

3頁の2つ目の 中、「専門家間の見解の対立」とあるが、専門家同士の対

立はないと思う。構造計算プログラムを盲目的に信頼してきたことが問題であり、「盲目的に信頼してきた」と変えたほうがよい。

5 頁最終行で「何を確認し、何を検査し、何を守らせるか」をはっきりさせた方がよい。規制よりも確認で何を見るのかをはっきりさせるべき。

10 頁 中、「モーメント」は「曲げモーメント」で一つの単語である。

10 頁 中、「なお、十分な能力～」とあるが、もっとまた簡単に建築確認されてしまうのかと思われかねないので、この部分は外した方がよい。

また、「人材の数にも限界がある」ということで、コンピューターに再計算させてはどうかという話があるが、コンピューターがトラブルを起こしたらなおさら危険な状況になると思う。もっと人間をちゃんと育てて、人間の手でチェックするようにした方がよい。

11 頁 中、「IT 技術の進展を踏まえた」とあるが、建築物としての空間をコンピューターで表すというのは簡単ではない。今日の日経で茂木健一郎がでていたが、この人は、「この空間のすばらしさを数字で言えるか。それはやはり人間にしかできないんだ」と言っている。「それはIT 技術で保たれる」という方向へ走るようなことはやめて頂きたい。

16 頁 中、「構造計算書等の徹底した情報開示」とあるが、構造計算書よりもまず設計図を大事にしてほしい。

17 頁 のハウズドクターはあった方がいいが、現在の都市社会ではなかなか難しいと感じた。

19 頁 中、「権威ある技術情報」とあるが、地震でさえまだよくわからないし、耐震技術でさえ日々進歩している。こういう所に権威をもってするのはやめた方がよい。もっと謙虚な姿勢で臨むべきでは。

全般的に、今回発生している問題と、それに対する解決策はという整理になるが、それぞれの解決策が必要十分であるのか、果たしてそこに効果が見込まれるのかどうか、再チェックをお願いしたい。

2 頁 中、「どこでも誰にでもチェックされず」とあるが、民間機関にはノウハウがあるという表現とそぐわないので修正した方がよい。

5 頁 中、「国民の認識や理解の違い」とあるが、国民は常日頃から住宅

の安全について考えている訳でない。むしろそういった情報が整備されておらず、安全についてのプライオリティがわからないということではないか。

5頁 4つ目の 中、「最終的に公共機関が担うべき」とあるが、最終的に公が担うべきではないと思う。補償と責任は密接な関係がある。最終的に国が支援するのか、或いは補償するのかで大きく違ってくる。何を守るかということが国民に周知されていなかったということだと思う。

15頁 中、「料金等の確保等、建築士の地位向上」について、今回の姉齒という1人のレアケースによって、ここに盛り込んでよいのかと思う。料金を上げることで不正を働くことがなくなるのかどうか。

主語がない所が多い。誰が受け止めるのか。漠然とした所はできるだけ具体的にしてほしい。

構成の仕方について、何となくテーマが似かよっている。課題と提言は一緒でもよいのではないか。別紙の中にも具体的な提言の部分があるので、その部分は本文にも盛り込んだ方がよい。

東横インの話も出てきており、ああいうのを見ると、おそらく国民はまだまだこういうことは一杯あるんだなと勘繰りを持っていると思う。そういうことも踏まえ、住宅問題というのは相当根が深い問題であると認識すべき。

この問題は医者や車、原子力の世界に似ている部分がある。医者はモラルも技術もしっかりして医療ミスなんてほとんどないと思われていたが、最近非常にミスが出てきて、医者もそれを隠したりして、そのために情報公開とか第三者委員会とかが行われてきている。車も安全に最も関わる問題であり、資格とか、車検とか、欠陥があった時のリコール制度が整備されている。原子力もIAEAの査察があったり情報公開が進められたりしている。住宅問題についても全部とは言わないけれども、住民は似たような類似性があると感じているのではないか。こういったものを参考にしていくとよいと思う。

「絶対」ということはありえない。原子力も道路も新幹線もそう。不安はあるけれども、いかにその不安を極小化するのか、という視点でやるべき。そのためには情報公開、モラルの確立、トレーサビリティが重要。各建物を誰が設計し、誰が施工し、誰が売主かというのを、個人住宅はいいとしても、マンション、公共の建物、大きなビルなどの場合は誰でもわかるようなシステムを作るべきである。

研修について、車の免許や医者でも行っているが、時代時代で新しい技術も

入ってくるので、こういうこともきちんとした方がいい。

短期にやるものと、中期にやるもの、長期にやるものをきちんと分けた方がよい。誰が、どういう割合で補償するかという整理は短期、制度的対応とかは中期、というように。

住宅でも中古市場を整備していくべきだと思う。今の住宅は一回建ててしまうと、後は土地代だけの価値しか残らない。そこにリフォームとか欠陥住宅とかの問題がかぶさってくる。中古市場を将来的に整備していく過程の中で新しいシステムを構築するような制度も考えてはどうか。

16頁にも3つの基準が示されているが、最低基準の先は個人の選択肢の問題だと思う。品確法では9分野28項目の全てに等級がある。例えばそういう表示をきちんとさせるようなことも考えていくべき。

意見を反映してもらおうとしたが、事務局より「委員の意見が多く反映が間に合わない」という説明と、「FAXの受け取りが遅かった」という違った説明があった。ダブルスタンダードの説明は不信を招く。行政対応のあり方として問題があると思う。

前文で、建物そのものへの不安と、それを担保する公的検査に対する不安をもっと明確に記すべき。そのことを検討の視点にも加えてほしい。また、安全について政府が責任をもつべき。

5頁の と について、違いがよくわからない。まとめてもよいのでは。

5頁 について、理念として、法がどこまでを保証し、各機関がどこまでを保証するのかが見えない。

7頁 について、今回の問題が特に明示しているのは、優良な資産形成が損なわれているということ。

7頁 . でいの一番に書くべきことは、「建築の安全性を担保する仕組みにかかわる国民共有の原則・理念の確立」ではないか。

9頁8における倫理観について、「国民の利益の代理人であるという行動規範を実行するに足るだけの意志・見識」という様な言い方をして頂ければと思う。

12頁 について、民間機関では、基本的に利益相反が起きるので、国民

の利益を代弁するように変えていかないと、今後とも問題が起きると思う。

13頁の2つ目の について、まずは民間機関に自らをマネジメントする機能をもたせることが大事である。

15頁 について、各職能団体が持っている倫理綱領は抽象的・一般的内容で、具体的に建築士が遭遇するジレンマ、トリレンマに対して、具体的にどう行動すべきかが情報がない。

16頁 について、迅速かつ正確な情報の推進については、わかりやすい解説をホームページやパンフレット、或いは教材などで広める努力が必要である。

19頁7 中、「権威ある」は違和感があるので「信頼感ある」と直した方がよい。

国が責任を持って支出するのは問題ないが、是非とも救済ガイドラインというものを設けるべき。

5頁 の2つ目の の項は、よく意味が分からない。「この『安全性』について国民の間で理解が一致していない」とあるが、どういう風に理解が一致していないのか。「この安全性」とはどの安全性のことか。

5頁 の3つ目の 中、「共通の認識」とはどのような認識のことか。

5頁 の4つ目の 中、「最終的に公共機関が担うべき」については、相当誤解を受ける表現なので、直した方がよい。

6頁 中、「住宅について～」について、住宅を直すのも補償であり、この一センテンスは意味がわからない。

11頁 について、刑事罰だけになる感じがするが、行政罰の検討もした方がよい。

18頁 中、「地方公共団体との意思疎通」とあるが、地方公共団体のどこの意思疎通であるのか。

構成をもっとわかりやすくするべき。先ほどの(それぞれの解決策が必要十分であるのか、果たしてそこに効果が見込まれるのかどうか)チェックすべき

かという)意見は私も同感である。前文では、現状認識とそれに対する当委員会の位置付け、それと同時に何をすべきかを明確に表現すべき。

4頁2.の1つ目の について、暗黙の善意を了解しているという表現は論議を呼びそう。

4頁2.の2つ目の 中、「なお、再構築にあたっては～」の部分は具体的な提示をしてほしい。

5頁 中、「国民の間で認識が一致していない」とあるが、この表現だと、「国民がこの事を知ってなきやいけないのに知らない」という風にとられかねないので、直した方がよい。

5頁 中、「誰に向かって、何を規制し、何を守るためのものか」とあるが、よくわからない。また「国民の間で認識の相違があった」というのもよくわからない。

8頁1中、「オーバーキル」とあるが、具体的にどういう状況を言っているのか。

8頁2中、「再構築」とあるが、具体的にどう再構築するのか。

11頁 に「罰則の強化」とあるが、もっと踏み込んで書いた方がよい。

建築は全体の問題であるということを広くとらえる必要がある。その前提として、住宅は高いかわりに安全であるという理解でよいのか、また国民に還元させるためにはどうすればいいのか、というのを考えるのが第三者機関の役割なのではないかと思う。

3頁の2つ目の 中、「専門家間の見解の対立」については、そういうことはあると思うので是非残して頂きたい。

5頁 中の「国民の認識や理解の違い」については、建築基準法の最低限の要件について、国民に十分理解されていない部分はあると思う。昨年福岡で地震があった時も、マンションの壁にひびわれができて、コンクリートが落ちるようなことがあった。素人が見たら大変だと思うが、あの状況は全く建築基準法に適合しているもの。建築基準法は、重要な構造物が損傷を受けないことを保障しているものであり、間仕切り壁等まで壊れないとはどこにも書いていない。こういうところが必ずしも国民に理解されていないことが非常に大きな問題点だと思う。

6 頁 について、これだけ社会、技術が変化してきた時に、果たして建築基準法を抜本的に見直さなくてよいのか。簡単な手直しをするだけで解決できるような課題であるのか。もっと大きな問題が残されているのではないか。

6 頁 について、品確法では紛争を解決する制度が取り入れられているが、建築基準法では紛争処理の手段は何も取り入れられていない。品確法をやった人だけが紛争処理の手段を利用できるが、他の人は利用できない。品確法の保険も基準法の範囲では利用することができないと思う。

7 頁 のストック重視についてはそのとおりと思うが、コストダウンを否定してしまうと市場社会が成り立たなくなるため、ここまで言うのは非常に難しい。趣旨は理解するがここに書くべきではないと思う。

11 頁 において、構造計算プログラムは、本来は設計を助けるための道具であるべきなのに、大臣認定されてからは、あまりにも建築確認の事務処理を早くするための手段に利用されてきており、本来のあり方とは違う使われ方をしている。建築確認の事務処理を早くするためのプログラムという考え方はやめてほしい。

11 頁 の罰則について、一方で建築士の地位向上がうたわれているが、あまりにも低い報酬で過大な責任を全部負えというのは無理ではないか。罰則の強化よりは保険等で対応した方がよいと考える。

12 頁)において、民間の方が技術力が高いという前提で書かれていると思うが、現在の民間が持っている技術力を将来も維持できるのか。経済状況が変化したときに、果たして高い技術力を維持できるのか疑問を感じる。

本報告はどのようなものになるのか。中間報告についてはどうしても必要なものは入れることになるが、本報告については事前にパブコメを行うのか。

16 頁 中、「このため、保険制度の活用等～」の部分について、現在の保険制度では重過失は無理と前々から言われていた。品確法では住宅保障機構が行う住宅完成保障制度、住宅性能保障制度があるが、購入以降について保証する制度はできないものか。「保険制度の活用等」の所に、「保障制度や基金制度によるリスク回避の仕組み」を加えて頂きたい。

16 頁 中、「不利を免れないが、」を「不利を免れない。」に、「現在、分譲戸建住宅について工事現場を需要者に積極的に公開する動きがみられており、今後住宅事業上の戦略として普及する可能性もある。」を「このよ

うな分譲戸建住宅について工事現場を需要者に積極的に公開する動きがみられているが、今後積極的に普及する必要がある。」と修正されたい。

18頁 について、被害者の二重ローンの過剰な負担について、何らかの支援の検討を金融機関、金融庁などに申し入れできないか。

5頁 の4つ目の 中、「方向としてはその通りでよいが、」はいらないと思う。

5頁 の4つ目の 中、「最終的に公共機関が担うべき」とあるが、どのくらい最終的に担えるのか。

7頁 中、「コストダウンへの圧力」とはどういうことなのか、もっと具体的に書いてほしい。

10頁 の1つ目の について、もっと簡単に通ってしまうような印象があるので、修正されたい。

17頁 については、建築業界全体で取り組んで、信頼性を取り戻すような仕組みとした方がよいと思う。

19頁7 について、専門家の意見は対立している方がかえっていいと思うので、一本化して権威づけるのはどうかと思う。

5頁 4つ目の について、小さな政府の行きつく先は夜警国家になる。外交、安保、治安と同じように、安全安心の確保は、小さな政府でも最終的にやらなくてはならないと考える。車や家電製品は自分で手にとって調べて、使っていくうちにどこが悪いかわかるし、悪ければ製造者責任の話にもなるが、住宅は高い商品であるにもかかわらず、構造がどうなっているかはわからない。住宅は中身をきちんとチェックできずに買わざるを得ず、中身については確認検査機関や国が担保している以上は責任を負うべき。

誰も責任をとらないから住民が不安に感じる。調停の責任も公共の機関が担うべき。

15頁 について、高い専門性を持つ建築士であることを何をもって判断するのか。業界団体の研修で大丈夫かどうか。国が取り組むのであれば、業界団体と連携して、どういう実績を持って、どういう場数を踏んでいけばといった所まで踏み込んで整理していくべき。

3頁の2つ目の「専門家の見解の対立」については、偽装の有無を見抜ける専門家とそうでない専門家がいて、専門家といってもいろいろいるということではないか。対立はしていないと思う。

特定行政庁にもよい人材を集めて、十分に業務ができるようにというような提言が書かれているが、特定行政庁でそれ程優秀な人材を集めることはまず不可能であると思う。優秀な人材は民間の研究所や企業に就職したり、独立して自分の事務所を開くと思う。それを抑えてまで特定行政庁に人材を集めるというのは、非常に実現性のない提言になってしまいかねない。

例えば民間の優秀な技術者に一定期間検査員になってもらうとか、委嘱して頂くとかは考えられると思う。フルタイムで、ということではない。

10頁以降については、必ずしも提言するわけではないということか。

我々の考えているような国民の視点に立った意見と、基本制度部会での議論とはバッティングしないのではないかと思う。議論を進めていくうちに、今回の問題が建築全体に関わるものであることがわかってきた。建築社会そのものを深掘して、今後どう対応していくべきかを提言する、我々が求められているのはそこかなと思っている。

委員の間で微妙な意見の違いがある所については、調整できるものは行い、そうでなければ中間報告では両論併記する形としたい。最終報告では、行政対応 システム、制度的問題 これからの我が国の建築社会システムのあり方、現状分析等の3部構成で考えたい。については、基準法のあり方や、課題として中長期的には考えて頂きたい事柄を載せることとする。

中間報告に、載せるものは全部載せてしまった方がよいと思う。

時間的制約があるので、印象が散漫になるよりは、 のみでよいかと思う。

建築Gメンの大久保氏をお呼びして、ヒアリングを行ってみたい。

中間報告後は、設計段階だけでなく、工事段階にも取り組みたい。

本日の各委員からの意見を踏まえ加筆修正したものを再度委員の皆様を確認頂き、その後は座長に一任とさせて頂きたい。2月8日の基本制度部会に私が出席して中間報告の内容をご説明申し上げる予定である。